

(案)

吹田貨物ターミナル駅調整会議設置要綱

(設置)

第1条 吹田貨物ターミナル駅開業後の貨物取扱量の実績報告をはじめ具体的な課題について、継続的に協議調整するために「吹田貨物ターミナル駅調整会議（以下「調整会議」という。）」を設置する。

(協議調整事項等)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を協議調整する。

- (1) 吹田貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅、大阪貨物ターミナル駅及び安治川口駅の年間貨物取扱量の実績報告
- (2) 吹田貨物ターミナル駅中継貨物の年間取扱量の実績報告
- (3) 吹田貨物ターミナル駅専用道路を通行する貨物関連自動車の通行台数の状況報告
- (4) 吹田貨物ターミナル駅施設の改修等
- (5) その他調整会議が指定した事項

(構成)

- 第3条 調整会議の構成員は、吹田市、摂津市及びJR貨物の各2名とする。
- 2 調整会議にオブザーバーとして大阪府及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社の出席を要請するものとする。
 - 3 前項にかかる要請の際は、事務局はオブザーバーに対し、事前に会議の議題等を明示するものとする。
 - 4 吹田市及び摂津市は必要に応じて各2名以内の住民代表を会議に出席させることができる。

(会議の開催)

第4条 調整会議は、原則として年1回開催することとし、必要に応じて調整会議の構成員間で調整のうえ、臨時に開催できるものとする。

(事務局)

第5条 本会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、JR貨物が務め、委員が相互に協力して運営する。
- 3 事務局は、本会議の司会を務めるものとし、会議の秩序を保ち議事を円滑に進める。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項、その他調整会議の運営に関して必要な事項は、本会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。

吹田貨物ターミナル駅調整会議構成員

所属	部署
吹田市	都市整備部吹田操車場跡地まちづくり室
	地元住民代表
摂津市	都市整備部都市計画課
	地元住民代表
JR貨物	経営企画室
	運輸車両部
大阪府	企画室事業調整課事業調整グループ
運輸機構	用地企画課
	計画工事課